

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

施策名： 障害者支援
施策番号： 06 - 01

1 基本情報

施策名	06	障害者支援	展開方向	01	必要な支援を受け、身近な地域で暮らすことができる環境づくり
主担当局		福祉局			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
			R2	R3	R4	R5	R6			
A	障害のある人が日常生活を送るための地域の環境が整っていると感じる市民の割合	↑	37.5	%	47.7	39.7	37.5	40.9	41.7	45.7
B	サービス等利用計画及び障害児支援利用計画の作成達成率	↑	78.0	%	100	78.2	78.0	77.7	77.8	82.8
C	委託相談支援事業所における延べ相談回数	—	27,896	回	—	27,818	27,896	30,392	33,684	27,209
D										
E										

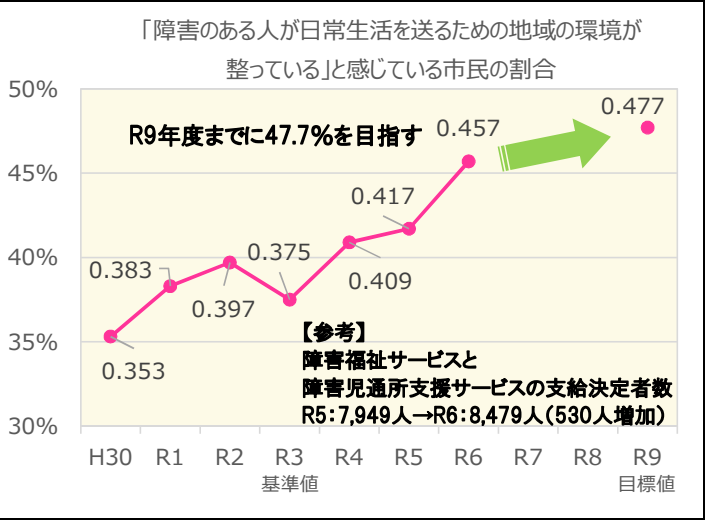
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【健康に暮らす(保健・医療)】 (目的)障害につながる病気などの早期発見や予防、いつでも地域で安心して医療が受けられる環境をつくることなどで、障害のある人のこころとからだの健康づくりを支える。 ①《医療的ケア児の支援》 本市の医療的ケア児等コーディネーターが、人工呼吸器の装着など重度の障害を有する児童を中心としたアウトリーチを実施するとともに、新たに6名の退院前後カンファレンスに参加するなどして必要な福祉的支援につないだ。 また、昨年2月に医療的ケア児等コーディネーターの有志により発足した研修会への参加に加え、12月に市主催での医療的ケア児等コーディネーター連絡会を立ち上げた。第1回の連絡会では、本市の支援スキームの共有と医療的ケア児の退院時の連携についての意見交換を行った。	①本市が把握する医療的ケア児は115名(うち、人工呼吸器装着児は40名)と引き続き増加傾向にある。 そうした中、家族へきめ細かな相談支援等のサービス提供を行うため、連絡会では相談支援、訪問看護、児童通所など異なる事業所に在籍するコーディネーター間の連携を深めることとあわせて、資質向上や新規養成に向けた協議内容の充実を図る必要がある。 また、医療的ケア児を含む重度心身障害児者は常時のケアを必要とする場合が多いが、現状の医療・障害福祉サービス等で担える時間には限りがあることから、家族へのケアに係る負担が未だに大きい状況がある。
【自立して暮らす(福祉サービス、相談支援)】(目標指標A・B・C) (目的)地域で生活するのに必要なサービスや相談支援に取り組むことや、それら支援の質を向上させていくことなどで、障害のある人の自立した生活を支える。 ②《サービス等利用計画の作成》 障害福祉サービスと障害児通所支援サービスの支給決定者数が、令和5年度末の7,949人から令和6年度末は8,219人に増加(+270人)する中、その対応策として、11月からセルフプランを導入した。3月末までに559人がセルフプランを作成し、サービス等利用計画と障害児支援利用計画(利用計画)の作成状況は、617人増加(6,185人→6,802人)し、作成率についても82.8%(6,802人/8,219人)と5.0ポイントの増加となった。指定相談支援事業所のネットワーク会議を計10回(全体会3回、テーマ別開催5回、計画書き方教室2回)開催し、計画策定状況等について情報共有を図るほか、引き続き地域の相談支援専門員のスキルアップを図った。 ③《相談支援の充実》 委託相談支援事業所の延べ相談回数(令和6年度27,209回)は減少したものの、複雑・複合化した相談内容への対応が増えてきている。そのため、あまがさき相談支援連絡会(あま相)の中で新たに「個別事例検討会」を2回開催し、複雑な相談事例への適切な支援について共有を図った。また、支援困難ケースについては、前年度に引き続き、各委託相談支援事業者がケースをピックアップし、計画相談支援の制度内容や目的を説明し、障害福祉サービスの利用について安心して相談出来るものという理解を深めてもらうことを働きかけた結果、計画作成に向けて良好な関係を築くことができた。	②利用計画を作成する相談支援専門員への働きかけや計画の書き方教室の実施などの取組を行っているが、支給決定者数の増加に対して相談支援専門員がなかなか増えない状況を踏まえると、セルフプランの導入をより進めていかざるを得ないが、一方で指定相談支援事業所の関わる意義も含め利用者へ丁寧な説明をあわせて行う必要がある。 ③令和6年の法改正により、自立支援協議会の役割に個別事例の検討を通じた地域課題の検討が追加されているため、あま相で実施した個別事例検討の結果をどう自立支援協議会につなげていくかについては検討しつつも結論が出ていない状況である。また、支援困難ケースについては、相談支援に結び付かず計画作成に至らないケースが多く、より丁寧な働きかけが必要となるものの、複雑・複合化した相談内容への対応もあり、委託相談支援事業所の限られた体制の中で、十分な対応が困難となっている。さらに、委託経費が平成24年度から据え置きになっており、体制強化が十分に図られていないことが課題となっている。 ④利用者からは運用の改善以外にも、ストマ用装具(蓄便袋、蓄尿袋)を中心として給付額の増加や品目の追加を求める要望も多く出されている状況である。
④《日常生活用具の給付》 利用者からの要望等を聴く中で令和7年4月向けに給付要綱の見直しを行い、ストマ用装具の申請回数を年2回から年1回とし申請に係る負担軽減を図ったほか、ストマ用装具(紙おむつ)の支給範囲に「おしりふき」を追加するなど、運用の改善に努めた。 ⑤《公共施設マネジメントの進捗》 対象2施設のうち、あいあい分場については、土地貸付料の方針が出されたことを踏まえ、運営法人との協議後、利用者家族への説明会を2月に行い、現状報告と意見交換を行った。	⑤もう1施設のあぜくら分場についても方向性の整理を進めていくことが必要である。

3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	尼崎市障害者計画・障害福祉計画の策定
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	(仮称)重層的支援システムの導入
2	
3	
4	
5	
令和5年度 主要事業名	
1	日常生活用具の給付品目等の見直し(日常生活用具給付事業)
2	
3	
4	
5	

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針
・重度心身障害児者とその家族を支えるためのレスパイトケア(休息)に関する具体的な施策を検討し、まずはレスパイト施設の少ない医療的ケア児に対する施策から順次取組を進め、その他の対象者についても施設やサービスの利用実態等の把握を行う。 ・サービス等利用計画におけるセルフプランを導入したことで、計画の作成率は向上しているため、引き続き取組を進める。 ・併せて、セルフプラン更新時には、相談支援専門員による計画作成を進めるとともに、相談支援専門員のスキルアップに係る取組を強化することで、利用計画の質の向上につなげていく。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

施策名： 障害者支援
施策番号： 06 - 02

1 基本情報

施策名	06	障害者支援	展開方向	02	生きがいを持って自分らしく暮らすことができる環境づくり
主担当局		福祉局			

2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R2	R3	R4	R5	R6
A	市内のグループホームの定員数	↑	552	人	741	497	552	622	671	738
B	委託相談支援事業所等における発達障害の人等の相談者数	—	233 (H29～R3平均)	人	—	262	190	199	219	198
C	委託就労支援機関(就労生活・支援センターみのり)を通じた就労者数	↑	34 (H29～R3平均)	人	54	27	24	20	26	37
D	障害者就労支援施設の物品等の販売会の実施回数	↑	17	回	25	15	17	26	26	30
E	身体障害者福祉センターと身体障害者福祉会館の利用者数	↑	28,742 (R1)	人	41,848	13,921	12,644	18,407	22,191	20,970

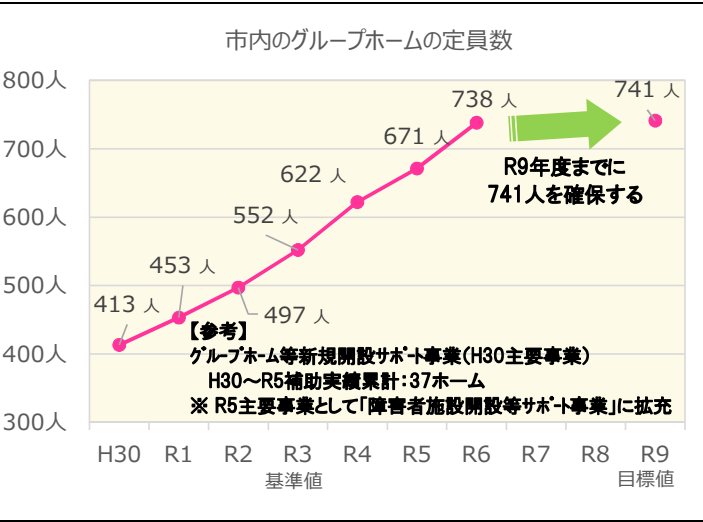
5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【育つ・学ぶ(療育・教育)】(目標指標B) (目的)障害のある子どもへの適切な療育や個々の教育的ニーズに応える指導、必要な相談支援に取り組むことなどで、障害のある子どもの育ちや学びを支える。 ①《障害児通所支援事業所ネットワーク会議》 発達障害の人等の相談者数は198人となっている。また、主な支援機関である障害児通所支援事業所のネットワーク会議において事業所のスキルアップに向けた研修を行うとともに、協議内容をまとめた冊子を作成し、未参加事業所にも配布した。 ②《たじかの園の療育支援機能の強化》 教育・障害福祉センターの大規模改修工事の完了後、たじかの園診療所の2診化対応の改修工事を実施した上で、一時移転先からの教育・障害福祉センターへの再移転を完了した。また、児童発達支援センターとしての中核的役割を果たすため、いくしあ等との連携を深化させるとともに、家庭療育支援の充実策として、「障害児等療育支援事業」の一環で実施しているグループ保育体験の利用促進や、居宅訪問型児童発達支援利用中の医療的ケアが必要な児童の自宅訪問している支援員に、管理医師が同行し、保護者への助言を行った。	
【働く(雇用・就労)】(目標指標C・D) (目的)一人ひとりの適性に応じて能力を十分に発揮できるよう、様々な働く場や機会を確保することや、福祉的な就労での工賃向上を支援することなどで、障害のある人の就労を支える。 ③《就労支援の実施》 委託就労支援機関の支援で37人(前年比11人増)が一般就労につながった。 ④《障害者就労施設の受注機会の拡大》 前年に続き店内販売「厄うえるフェア」など物品等の販売会を計30回開催したほか、共同受注支援により発注企業(10社)から21施設への契約に結び付けた。また、障害者の就労支援や工賃の向上等を目的とする特定随意契約により、障害者支援施設等を募集し、じんかい収集業務等を行う事業者として選定した。 ⑤《市役所における障害者雇用の取組》 尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」でスタッフを15人任用するとともに、スタッフが各所属に出張すること等により、様々な環境下で経験や実績を積みスキルアップを図り、働く機会の拡充に取り組んだ。また、令和6年度から障害のある方を対象に会計年度任用職員(非常勤事務補助員)として、各局による直接任用を開始し、市役所における障害者雇用の取組を進めた。	
【住まう・出かける(生活環境、移動・交通)】(目標指標A) (目的)地域で暮らすために必要な住まいの確保や外出の支援に取り組むことや、様々な生活環境の整備を進めることなどで、障害のある人の地域での生活を支える。 ⑥《グループホームの整備促進》 市内グループホームの定員数については、令和5年度末の671人から令和6年度末では738人と着実に増加(+67人)し、うち10ホーム(定員47人)に「障害者施設開設等サポート事業」で開設経費の一部を助成した。バリアフリー改修等補助については、3ホームに対して段差解消等の補助を実施した。(生活介護事業所3施設にも補助を実施)	
【地域でつながる(生涯学習活動)】(目標指標E) (目的)地域で行われる様々な催し(イベントや講座、交流会など)への参加や、自分たちで行う活動を支援することなどで、障害のある人の地域での交流や活動を支える。 ⑦《身体障害者福祉センター・身体障害者福祉会館》 身体障害者福祉センター体育室の大規模改修の影響で昨年度より利用者数は13,440人に減少(-1,625人)したが、身体障害者福祉会館は移転後の利便性向上により新たな利用者の獲得につながり、7,530人に増加(+404人)した。	
①令和6年度の報酬改定において、5領域(「健康・生活」「運動・感覚」「認知・行動」「言語・コミュニケーション」「人間関係・社会性」)をすべて含めた総合的な支援を提供することされており、障害児通所支援事業所が依然増加を続ける中、事業所の支援の質の向上が引き続き課題となっている。 ②診察室の改修工事は完了したが、運営していくにあたっては、診療所機能を維持・向上していくことが重要であることから、今後も継続して、施設や備品など、環境面への留意が必要となる。これらを含め、療育支援機能の強化を進めていく上では、再移転完了後、運営を早期に軌道に乗せる必要がある。 ③法改正により令和7年10月から制度化される「就労選択支援事業」について、国から詳細が示されていないこともあり、事業者、特別支援学校との調整が進んでいない。 ④就労継続支援事業所については賃金、工賃の向上を求められており、これまで以上に受注先を見つける必要がある。 ⑤市役所における障害者の任用にあたっては、障害により働きづらさを抱える職員への合理的配慮のほか、法定雇用率の上昇も念頭に置いて取り組む必要がある。	

3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名	
1	
2	
3	
4	
5	
令和6年度 主要事業名	
1	たじかの園の体制拡充(たじかの園指定管理者管理運営事業、たじかの園施設整備事業)
2	
3	
4	
令和5年度 主要事業名	
1	障害児等療育支援事業の支援体制の集約と充実(障害者(児)相談支援事業)
2	障害者就労チャレンジ事業の廃止(障害者就労支援事業)
3	重度化・高齢化に対応した施設のバリアフリー改修等費用の補助(障害者施設開設等サポート事業)

4 参考グラフ



6 評価結果

評価と取組方針
・市内の重度障害者対応グループホームの不足等を踏まえ、「障害者施設開設等サポート事業」等といった既存制度の更なる周知に加えて、グループホーム整備方針についての事業者向けアンケートを新たに実施し、事業者のニーズの把握・分析を進める中で、グループホームの充実に向けた取組を進める。 ・近年、障害児通所支援サービスの利用ニーズや事業所数が増加することにあわせ、その支給量も大幅に伸びている中、各事業所における質の高い、かつ適切なサービスを提供する観点から、アンケート調査や他都市における取組事例等の分析を行い、その結果を次期障害福祉計画に反映させる。

令和7年度 施策評価表(令和6年度決算評価)

施策名： 障害者支援
施策番号： 06 - 03

1 基本情報

施策名	06	障害者支援	展開方向	03	ともに支えあい、安心して暮らすことができる環境づくり
主担当局		福祉局			

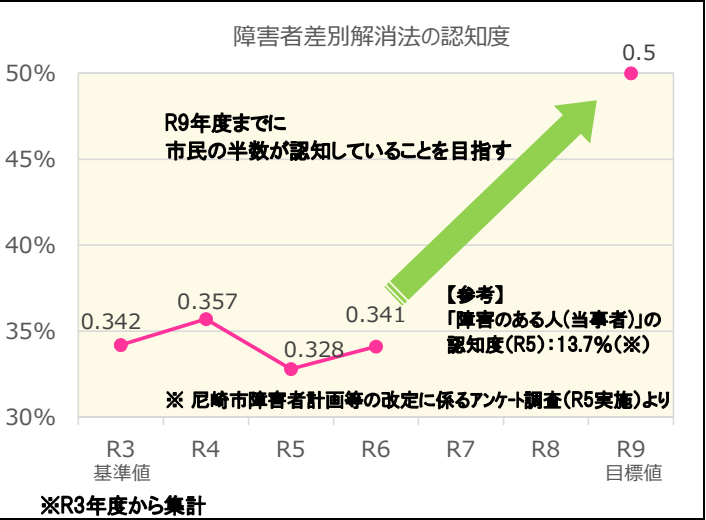
2 目標指標

指 標 名		方向	基準値 (R3)		目標値 (R9)	実績値				
						R2	R3	R4	R5	R6
A	障害者差別解消法の認知度	↑	34.2	%	50.0	—	34.2	35.7	32.8	34.1
B	意思疎通支援事業に係る養成講座修了者数	↑	45	人	70	46	45	60	64	61
C	合理的配慮を知らない職員の割合	↓	36.0	%	0	37.9	36.0	10.5	8.0	12.4
D										
E										

3 主要事業一覧

令和7年度 主要事業名				
1				
2				
3				
4				
5				
令和6年度 主要事業名				
1				
2				
3				
4				
5				
令和5年度 主要事業名				
1	意思疎通支援事業の拡充			
2				
3				
4				
5				

4 参考グラフ



5 担当局評価

これまでの取組の成果と課題(目標に向けての進捗と指標への貢献度)(令和6年度実施内容を記載)	
成 果	課 題
【安全に暮らす(安全・安心)】 (目的))災害への備えや災害が発生した時に、障害の特性に配慮した避難支援や情報伝達に取り組むことや、犯罪へ巻き込まれないよう啓発や相談を行うことなどにより障害のある人の安全・安心な暮らしを支える。 ①《障害特性に配慮した避難支援》 自立支援協議会あまのくらし部会として、障害特性に配慮した避難所の設置・運営を来場者に考えてもらう体験ブースを「ミーツ・ザ・福祉」に出店した。また、身体障害者福祉センターと身体障害者福祉会館において、エレベーターの設置されていない階段部分での避難のため、「非常用階段避難車」を導入した。 【お互いを認め合う(権利擁護、啓発・差別の解消)】 (目標指標A・C) (目的)障害のある人の意思や決定を大切にすることや障害を理由とした差別や虐待(無視やいじめなど)から守ることなどで、みんながお互いのことを理解し合えるまちづくりを進める。 ②《障害者虐待の防止》 障害者虐待防止センターにおいて、通報・相談や虐待事例の対応にあたった(令和6年度:通報・相談件数68件。うち、虐待認定6件)。虐待の調査・認定について組織的に決定するよう手順等を整理した。また、昨年度に引き続き、既存のネットワーク会議(相談・就労・地域生活・障害児)で「虐待防止委員会」の設置義務化についての合同研修会を開催した。 ③《差別の解消、合理的配慮》 令和6年4月から「合理的配慮の提供」が民間事業者にも義務化されたことを受け、その内容や対応等を掲載したパンフレットを「労働環境実態調査」に同封したほか、その他企業が参加する会議等で配布し説明を行った。また、当事者団体や事業所の協力のもと実施する、教職員向けの研修や児童生徒向けの授業内容を集約した一覧表を作成し、各学校の授業等で活用してもらえるよう案内を行った。 ④《職員への理解・啓発》 職員の障害に対する意識向上に向けた取組として、日本財団パラスポーツサポートセンターのパラスリートを講師とした合理的配慮に関する研修を実施したほか、新任課長や新採職員を対象とした必須研修についても継続して実施した。また、障害者週間に職員向け広報紙を発行し、尼崎市版チャレンジ雇用「ハートフルオフィスup×3」の取組を周知し、活用を促した。	
【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】 (目標指標B) (目的)障害の特性に応じた意思疎通の支援や情報支援の機器の利活用に取り組むことや、市職員が障害に対する理解を深めて必要な配慮や支援を行うことなどで、障害のある人の情報取得や伝達(コミュニケーション)、公的な手続などを支える。 ⑤《意思疎通支援者の養成等》 意思疎通支援者に係る各養成講座の開催時期等を工夫するなど受講者(修了者)数の確保に努めた結果、令和6年度の修了者数は全体で61人、新規の派遣登録者4人であった。また、手話通訳の準支援員(チャレンジ)派遣制度については、準支援員登録は9人、利用実績は6件(6人派遣)となった。 ⑥《手話の普及啓発の取組》 市民等向け啓発講座全体(4講座13回)の参加者数が78人となった。また、手話言語の国際デー・国際ろう者週間では、昨年に続き尼崎城等のブルーライトアップ、啓発用ポケットティッシュの配布に加えて、新たに啓発のぼりを作成し、本庁舎ほか公共施設等に掲示した。手話言語条例施策推進協議会では、難聴児やその家族等への支援の際に活用する『お子さんのきこえのハンドブック』について協議し、掲載内容をほぼ固めることができた。	

令和7年度の取組
【安全に暮らす(安全・安心)】 ①障害の特性に配慮した避難所運営について、引き続き自立支援協議会あまのくらし部会で協議を進め、地域住民が参加できるような啓発方法を検討し実施していく。 【お互いを認め合う(権利擁護、啓発・差別の解消)】 ②障害者虐待防止の取組の事業所への一層の周知に向けては、引き続き、各指定事業所のネットワーク会議において研修を実施していくほか、虐待のおそれがある事象が発生した際に事業所へ再発の未然防止に向けた指導を丁寧に行っていく。 ③障害者差別解消支援地域協議会を定期的に開催し、協議を活性化させることで、より効果的な啓発策について検討を進める。あわせて、平成28年度に策定した「尼崎市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」についても、合理的配慮の義務化に沿った改定を行う。 ④障害のある職員とともに働くための職場づくりを進めていくために、合理的配慮等の研修を継続して実施するとともに、各局における障害のある会計年度任用職員の任用を継続し、一緒に働くことで、障害や障害者への理解を深める等の取組を引き続き行う。 【伝える・知る(情報・コミュニケーション、行政等における配慮)】 ⑤引き続き手話通訳者養成講座の受講者の確保に努めるとともに、講座内容の充実について検討する。また、講座の修了者に対し、準支援員派遣制度の登録を促すことで、技能等の向上を図り、派遣登録につながるよう働きかけていく。 ⑥手話言語条例施策推進協議会において、更なる手話の啓発方法について協議を進め、実施していく。
主要事業の提案につながる項目

6 評価結果

評価と取組方針
・障害者差別解消法における、「合理的配慮の提供」の趣旨について、市民の認知度向上につながる効果的な取組を検討していく。 ・あわせて、障害者差別解消法について、合理的配慮を知らない職員の割合を減少させるため、職員向けの研修内容を工夫する中で更なる普及啓発に取り組むとともに、「尼崎市職員の障害を理由とする差別の解消の推進に関する対応要領」について、国の基本方針等の変更を踏まえた改正を行う中で、より理解が促進するよう事例内容の充実を図る。 ・手話啓発講座等を実施するなど、引き続き、手話と聴覚障害者への理解を深める機会の確保に努めるとともに、聞こえる人と聞こえない人をつなぐため、手話通訳者の養成と確保に向けた取組を進める。